役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜谷保育会(以下「本会」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬並びに費用 弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事及び監事、並びに評議員、評議員選任・解任委員の構成員(常勤の役員を除く)をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事長の命により出席した会議の日数に応じ、別表1により、交通費等 を費用弁償することができる。ただし、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、1日分の支給とする。

(旅費の支給)

第5条 役員等が、法人業務のため職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定に関わらず「竜谷保育会旅費規程」を準用する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成13年4月1日施行の規程は廃止する。